



記者発表資料

令和7年11月19日
環境局資源循環部
産業廃棄物指導課
電話 245-5680

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づく改善命令について

千葉市では、若葉区の再生資源物屋外保管事業場の設置者に対して、千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（以下「条例」という）に基づく改善命令を11月19日（水）に発出しましたので、お知らせします。

1 改善命令について

（1）概要

本件は、条例第5条第1項に基づき許可を得て設置された屋外保管事業場の設置者に対して、条例第14条第2項に基づき、改善命令を発出したものです。

当該屋外保管場には、設置から現在まで再三に渡り指導を行い、条例第7条第1項に定める保管基準に違反しているとして、条例第14条第1項に基づく改善勧告を発出しています。

※条例施行（令和3年11月1日）後、改善命令の発出は本件で9例目

（2）命令内容

千葉市若葉区和泉町394-12の一部に所在する屋外保管事業場である「徳利株式会社 徳利ヤード」に保管されている再生資源物の保管方法を改善し、条例第7条第1項各号に定める保管基準に適合させること。

（3）命令発出日

令和7年11月19日（水）

（4）履行期限

令和7年12月20日（土）

2 改善命令の対象となった屋外保管事業場の概要

（1）設置者

千葉市若葉区和泉町394-12

徳利株式会社 代表取締役 王 志強

（2）設置場所

千葉市若葉区和泉町394-12の一部

（3）許可年月日

令和5年3月28日 新規許可

3 違反条項

（1）条例第7条第1項第1号イ

屋外保管場の周囲に囲いを設けていない

屋外保管場の要件を満たさない場所に再生資源物を保管

(2) 条例第7条第1項第2号イ

容器を用いずに保管する場合の積み上げ高さ超過

(3) 条例第7条第1項第3号

1つの保管場の保管面積超過



令和7年10月28日の状況

4 これまでの主な指導経過

令和5年10月25日 立入検査に際して現地で指導事項票を交付

令和6年 2月 2日 立入検査に際して現地で指導事項票を交付

4月 11日 立入検査に際して現地で指導事項票を交付

6月 3日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（1回目）

21日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（2回目）

9月 6日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（3回目）

25日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（4回目）

令和7年 4月 17日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（5回目）

7月 30日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（6回目）

8月 8日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（7回目）

10月 23日 設置者に条例に基づく改善勧告文書を交付（8回目）

5 今後の対応

引き続き立入検査等を行い、命令の履行を強く求めます。なお、期限までに命令が履行されない場合は、許可取消などの行政処分を検討します。